

議案第 2 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考を次のように改める。

備考 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があったときは、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項に定める額に、次に掲げる額を合計した額を一の建築物における申請戸数で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。

- (1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額
- (2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあつては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第5号を次のように改める。

(5) 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表において「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法（以下この表及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表において「第8条モデル建物法」という。）による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 94,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
158,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
256,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
335,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
402,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 472,000円

イ 第8条モデル建物法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 261,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
417,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

594,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
728,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
858,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 980,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第7号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 第8条モデル建物法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(i) 300平方メートル以内のもの 94,000円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
158,000円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
256,000円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
335,000円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
402,000円

(vi) 25,000平方メートルを超えるもの 472,000円

(イ) 第8条モデル建物法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(i) 300平方メートル以内のもの 261,000円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
417,000円

- (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 593,000円
- (iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 728,000円
- (v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 858,000円
- (vi) 25,000平方メートルを超えるもの 979,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第8号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 第8条モデル建物法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (i) 300平方メートル以内のもの 94,000円
- (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 158,000円
- (iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 256,000円
- (iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 335,000円
- (v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 402,000円
- (vi) 25,000平方メートルを超えるもの 472,000円

(イ) 第8条モデル建物法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (i) 300平方メートル以内のもの 261,000円
- (ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

417,000円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 593,000円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 728,000円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 858,000円

(vi) 25,000平方メートルを超えるもの 979,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査を受けた低炭素建築物新築等計画の項中「を受けた」を「に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）が交付された」に改め、同表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考を次のように改める。

備考 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて当該低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があったときは、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項に定める額に次に掲げる額を加算する。

(1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあつては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額

別表マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料の表の次に次の1表を加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
------------	-----------

建築物 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に対する審査	申請に併せて登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証（以下この表において「適合証」という。）の写し又は登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エ	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 36,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 40,000円 イ 共同住宅等における一の住戸 同時に申請した住戸数により、次に掲げる住戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 4戸以下のもの 73,000円 (イ) 5戸以上15戸以下のもの 122,000円 (ウ) 16戸以上45戸以下のもの 209,000円 (エ) 46戸以上のもの 299,000円 ウ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 299,000円 (2) 第8条モデル建物法による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 92,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 328,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 395,000円
---	--	---

エネルギー消費量等級4又は等級5)に適合しているものに限る。以下この表において「評価書」という。)の写しが提出された場合以外の場合	カ 25,000平方メートル以上のもの 463,000円 (3) 第8条標準入力法等(基準省令第8条第1号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。)を含む方法による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 242,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 392,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 559,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 815,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 929,000円
申請に併せて適合証の写し又は評価書の写しが提出された場合	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 共同住宅等における一の住戸 次に掲げる住戸数の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 4戸以下のもの 10,000円 (イ) 5戸以上15戸以下のもの 21,000円 (ウ) 16戸以上45戸以下のもの 47,000円 (エ) 46戸以上のもの 85,000円 ウ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの

		85,000円 (2) 非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 10,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 213,000円
備考		
1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があったときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に定める額に次に掲げる額を加算する。 (1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額 (2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあつては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額		
2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の定めるところにより算定した住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。		
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
備考 前項の備考の規定は、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請があった場合について準用する。		

建築物 のエネルギー 消費性能に係 る認定の申請 に対する審査	申請に併せて適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が提出された場合以外の場合	1 件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 性能基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法を含む方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 36,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 40,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 299,000円 (2) 仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 200平方メートル未満のもの 18,000円 (イ) 200平方メートル以上のもの 20,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 35,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 109,000円
--	---	--

	(エ) 5,000平方メートル以上のもの 166,000円 (3) 第1条モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 92,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 328,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 395,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 463,000円 (4) 第1条標準入力法等（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 242,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 392,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 559,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 815,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 929,000円
申請に併せ	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

	て適合証等 が提出され た場合	める額とする。 (1) 住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 85,000円 (2) 非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 10,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 213,000円
備考 1 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る手数料の額は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項の定めるところにより算定した住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。		

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (3) 登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の写し

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料の表の次に1表を加える改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

低炭素建築物新築等計画の認定について新たな評価方法等が認められたことから当該評価方法等による場合の手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定により新たに建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等を行うこととなったことから当該認定事務等に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。